

# 美馬市いじめ防止基本方針



平成26年11月26日

美馬市・美馬市教育委員会

## 1 はじめに

いじめは、「人として決して許されない行為」であり、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

また、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識にたち、学校は児童・生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、教育委員会・地域・家庭と一体となって、いじめの防止・早期発見・早期解決に取り組まなければならない。

この趣旨をふまえ、美馬市では、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、美馬市立小中学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「美馬市いじめ防止基本方針」を定めるものである。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

## 3 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止が重要である。また、全ての児童・生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者

が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### 4 美馬市におけるいじめの防止等に関する取組

##### (1) 「美馬市いじめ防止基本方針」の策定

本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美馬市いじめ防止基本方針」を定める。

##### (2) いじめ防止等に係る組織

「いじめ防止対策推進法」第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「美馬市いじめ問題等対策連絡協議会」を開催することができる。なお、本協議会は、「美馬市青少年育成センター運営審議会」を兼ねるものとする。

##### (3) 教育委員会の取組

###### ア 指導の周知徹底

定例校長会や学校訪問等機会を捉えて、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、全ての教育活動を通じて、いじめ防止への取組の充実を図るよう指導・助言を行う。

###### イ 実態把握

市内小・中学校において、生活調査などの定期的なアンケートや聞き取り調査を実施し、事態を把握する。

###### ウ 教職員資質向上

いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を図る。

###### エ 相談体制の充実

スクールカウンセラーを効果的に活用するなど、相談体制の充実を図るとともに、「美馬市いじめ問題サポートライン」の周知を図る。

###### オ 家庭・地域との連携

地域におけるいじめ等を見逃さない児童・生徒の見守り活動の充実を図るとともに、学校と家庭の連携に地域社会との協働という観点を加えた、児童・生徒のいじめ等問題行動の防止や早期発見に取り組む体制をつくる。

###### カ 関係機関と連携

美馬市青少年育成センターをはじめ、美馬警察署や県教育委員会等関係機関や専門機関と連携を図る。

#### (4) 公表及び改訂

「美馬市いじめ防止基本方針」は、美馬市教育委員会ホームページで公表する。また、必要に応じて検証及び見直しを行う。

### 5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

#### (1) 「学校いじめ基本方針」の策定

各学校においては、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「学校いじめ防止基本方針」として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見等に取り組む。

#### (2) いじめの防止等に係る組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員等）から構成し、必要に応じて保護者や学校評議員、スクールカウンセラー等心理や福祉等に関する外部専門家等が参加した、いじめ防止等の対策のための組織を置く。

#### (3) いじめ防止等に係る学校の取組

##### ア 未然防止

日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(ア) 児童・生徒の社会性を育むとともに、社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他を認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(イ) 児童・生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

##### イ 早期発見

日頃から、児童・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう注意深く見守るとともに、児童・生徒との信頼関係を築いておく。

(ア) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

(イ) 教職員相互が積極的に児童・生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(ウ) 児童・生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、教育相談について広く周知する。

##### ウ いじめに対する措置

(ア) いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず学校における「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに伝え情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害の児童・生徒の保護者に連絡する。

(イ) 被害児童・生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童・生徒の安全を確保する。

(ウ) 加害児童・生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身

体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの背景にも目を向け、当該児童・生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しながら、毅然とした対応をとる。

(エ) 教育上必要があると認めるときは、「学校教育法 第11条」の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童・生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考えられる。

(オ) 児童・生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに美馬警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

いじめにより、児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 市教育委員会又は学校による調査

#### ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、学校は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、これを市長に報告する。

#### イ 重大事態の調査

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と市教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが（いじめ防止対策推進法第28条）、市教育委員会は、事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。調査結果は、市長に報告する。

#### (ア) 学校が主体となって調査を行う場合

学校設置の対策委員会を母体として、必要に応じて学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。調査の実施に当たっては、市教育委員会と連携して行う。

#### (イ) 市教育委員会が主体となっていく場合

学校が主体となっていく調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれのあるような場合には、市教育委員会が、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する第三者を加えた構成により、事実関係を明確にするための調査を行う。

### (3) 市長による再調査

調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めた場合は、再調査を行うことができる。